

倉吉市基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月16日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市条例第3号

倉吉市基金条例の一部を改正する条例

倉吉市基金条例（平成30年倉吉市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第3（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				別表第3（第2条、第3条、第5条、第7条関係）			
1 名称	2 設置目的	3 積立 て	4 運用 益の整 理又は 処理	1 名称	2 設置目的	3 積立 て	4 運用 益の整 理又は 処理
<u>1</u> 倉吉市土地開発基金	公用又は公共用に供する土地、公共の利益のために取得する必要がある土地等をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行をはかるため	土地取得事業特別会計歳入歳出予算に計上してその市基金に積立	土地取得事業特別会計歳入歳出予算に計上して整理	1 倉吉市用品調達基金	用品の集中購買を実施することにより、用品の取得及び管理に関する事務を円滑かつ効率的に行うため	一般会計歳入歳出予算に計上してその市基金に積立	一般会計歳入歳出予算に計上して整理
2 倉吉市土地開発基金	公用又は公共用に供する土地、公共の利益のために取得する必要がある土地等をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行をはかるため	土地取得事業特別会計歳入歳出予算に計上してその市基金に積立	土地取得事業特別会計歳入歳出予算に計上して整理	2 倉吉市土地開発基金	公用又は公共用に供する土地、公共の利益のために取得する必要がある土地等をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行をはかるため	土地取得事業特別会計歳入歳出予算に計上してその市基金に積立	土地取得事業特別会計歳入歳出予算に計上して整理

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。